

博士論文要旨

論文題名：婚姻法の再定位：フランス民法典の変遷から

立命館大学法学研究科
法学専攻博士課程後期課程
マツモト カオルコ
松本 薫子

フランスの家族法は、現在次のような改革を達成している。第一に、婚姻のほかに PACS、コンキュビナージュという 3 種の結びつきの形式を民法典の中に規定し、さらに同性婚も認めて、個人はライフスタイルに合わせて 3 種から選択できるようになっていること。第二に、女性カップル及びシングルの女性にもドナー精子による生殖補助医療の利用を認め、3 種の結びつきの形式のいずれにも養子縁組を自由に利用できるようにすることで、親子関係へのアクセスの可能性を広げていること。第三に、嫡出子・自然子という区別をなくし、相続分も平等にし、法律上の父子関係の成否に関しても可能な限り子どもの平等を達成し、また、親の共同性という概念を導入し、親の離婚後も、非婚も、共同親権を原則としていること、第四に、親子関係で虐待や子育ての問題が生じた場合、国や国の委託を受けた民間の団体、専門家が支援を行うよう民法上の諸規定で定めていること、である。

日本は、そのいずれも実現できていない。フランスでは、なぜこのような改革を成し遂げることができたのであろうか。本稿は、フランス民法が到達した現在の法制に至るまで、フランス民法典成立前のアンシャン・レジーム期から、時の経過という縦軸と、1. 婚姻の自由、2. 妻の法的地位、3. 夫婦財産制、4. 離婚、5. 婚姻と親子、6. 親権、7. 相続、8. 氏、の分野別という横軸の双方から、フランス民法典の変遷をたどり、フランスの婚姻法の構造と特徴を分析し、婚姻法の再定位をすることで、日本の婚姻法の課題を明らかにすることを目的とする。

結論として、フランスの婚姻法を再定位する。これまでの婚姻と親子関係との一体的把握から脱し、両者を完全に切り離し、子の保護は、婚姻という枠組みの中で行うのではなく、親子法によって保障することによって、婚姻法は、子を産み育てる異性間の序列化した結びつきから、同性間も含んだ、対等な個人と個人との結びつきへと変化した。個人は、自らの自由な選択と互いの合意により、結びつきの形式を選ぶが、その結びつきは、互いの歴史や背景を認識したうえで信頼関係を構築し、互いの日常をケアし合う関係となった。婚姻は、他の結びつきよりも共同生活を支える権利義務が強固な関係であり、こうした関係性を求める者が選択する、他の関係と等価な仕組みであり、選択肢の一つとして再定位することになるのである。